

平成 22 年 9 月 24 日  
高知労働局発表

担 当	高知労働局職業安定部
	職業安定課長 岩川 すみ造
	地方職業指導官 岡村 篤憲
	電話 088-885-6051

## 新卒者に対する就職支援の強化について

### ～「新卒応援ハローワーク」や「新卒者就職応援本部」を設置し 新卒者の就職支援を強化します～

高知労働局では、9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」に基づき、新卒者に対するきめ細かな就職支援を集中的に実施し、新卒者の就職の実現に全力で取り組むため、本日(9月24日)、

- ① 新卒者等が利用しやすい専門のハローワークとして、「高知新卒応援ハローワーク」を既存のハローワーク高知若者相談コーナー(高知市帯屋町2丁目1-36片岡ビル3階)に設置(概要は別紙1)
- ② ハローワーク、地方公共団体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とした、「高知労働局新卒者就職応援本部」を設置(概要は別紙2、3)

しました。

また、既卒者の就職を促進するため、「新卒者就職実現プロジェクト」として、新たに創設された、

- 大学校等を卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため、有期で雇用し、その後、正規雇用へ移行させる事業主に対する「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」(概要は別紙4)。
- 大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に  
対する「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」(概要は別紙4)の取扱いを、本日より県下のハローワー  
クにおいて開始しました。

これらの奨励金の対象となる求人は、既に40人となっており、大学等や対象となる方への求人情報の提供等  
を行い、活用に努めることとしています。

このほか、未内定者や卒業後3年以内の既卒者を対象に、「新卒者企業実習推進事業(新卒インターンシップ  
事業)」(概要は別紙5)を開始します。

高知労働局・ハローワークでは、これらの施策の活用を徹底し、関係機関とも連携しながら、新卒者の就職の  
実現に全力で取り組んでまいります。

# 新卒応援ハローワークの設置による既卒者等への就職支援の強化

各都道府県労働局に、「新卒応援ハローワーク」（学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワーク）を設置し、大卒就職ジョブサポーターによる全国ネットワークの就職支援を行う。

## 業務内容

卒業後3年以内の既卒者を重点に、以下の内容を実施。

- ① 大学等との連携による支援(大学担当者制の導入)
  - ・ 定期的な出張相談
  - ・ 大学等と連携した就職面接会の実施
  - ・ 大学の就職支援担当者への支援
  - ・ 保護者に対する相談等の支援(啓発文の送付等)
- ② 中小企業とのマッチングの強化
  - ・ ジョブサポーターの事業所訪問により、希望する人材像を把握し、個別に求職者を選定しマッチング
  - ・ ジョブサポーターが訪問した企業の詳細情報をまとめた冊子の配布
- ③ 就職までの一貫した担当者制支援の充実
- ④ 他地域での就職を希望する利用者への支援
- ⑤ 臨床心理士等による心理的サポート
- ⑥ 求人開拓の強化
- ⑦ 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金及び3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の活用による既卒者の就職促進



応募先の選定等就職活動の進め方についての相談を実施



求人検索コーナーでは、インターネットにより全国の学卒求人情報を提供

# 「新卒者就職応援本部」の設置

47都道府県労働局に、ハローワーク・労働局を中心とした地域における新卒者の就職支援についての企画・調整を行う「新卒者就職応援本部」を設置する。

## 【構成機関】

- ・ ハローワーク・労働局
  - ※ 本部長：都道府県労働局長、 事務局長：都道府県労働局職業安定部長
- ・ 地方公共団体
- ・ 学校関係者
- ・ 産業界
- ・ 労働界

## 【実施内容】

- ・ 地域における新卒者支援の実施状況の把握及び地域の実情に合った対策の企画
- ・ 地域における新卒者の就職状況等の調査・把握
- ・ 事業主団体等への「新卒者就職実現プロジェクト」(※)の周知・啓発
  - ※ 新規学卒時に正規雇用として就職できなかった者を採用した企業に対し、奨励金を支給
- ・ 事業主団体等への「新卒者企業実習推進事業」(※)の実施についての調整
  - ※ 短期のインターンシップの機会を提供
- ・ 事業主団体等への雇用対策法に基づく指針の改正等についての周知・啓発
- ・ 事業主団体への採用拡大の要請 等

## 高知労働局 新卒者就職応援本部設置要領

## 1 目的

依然として厳しい経済・雇用情勢下において、高知県内の新規学校卒業者及び未就職卒業者（以下「新卒者等」という。）の就職環境は非常に厳しく、1人でも多くの新卒者等が内定を得るためには、地域の関係者が緊密に連携し、地域の総力を挙げて就職支援を行う必要がある。このため、高知労働局に、公共職業安定所（以下「安定所」という。）・労働局、地方公共団体（商工労働部局、教育関係部局）、学校関係者（教育委員会担当者、学校の進路指導担当者）、産業界その他地域の新卒者等の雇用に関係している者（事業主団体及び労働者団体の担当者）で構成する「高知労働局新卒者就職応援本部」（以下「本部」という。）を設置し、労働局・安定所を中心とした、地域における新卒者等の就職支援についての企画・調整等を行う。

## 2 構成

本部は次の者により構成する。

なお、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

- (1) 本部長 高知労働局長
- (2) 副本部長
  - ・高知県商工労働部副部長
  - ・高知県教育委員会教育次長
  - ・高知労働局職業安定部長（事務局長）
- (3) 構成員
  - ・高知労働局職業安定部職業安定課長
  - ・高知労働局職業安定部職業対策課長
  - ・高知公共職業安定所長
  - ・高知県商工労働部雇用労働政策課長
  - ・高知県文化生活部私学・大学支援課長
  - ・高知県教育委員会高等学校課長
  - ・高知市商工観光部商工振興課長
  - ・四国経済産業局地域経済部産業人材政策課長
  - ・国立大学法人 高知大学学務部学生支援課就職室長
  - ・高知県立高知女子大学キャリアセンター長
  - ・公立大学法人高知工科大学就職支援部長
  - ・学校法人高知学園短期大学キャリアセンター長
  - ・社団法人高知県専修学校各種学校連合会長
  - ・高知県経営者協会事務局長
  - ・高知県商工会議所連合会総務企画部長
  - ・高知県商工会連合会事務局長
  - ・高知県中小企業団体中央会事務局長
  - ・日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長
  - ・独立行政法人 雇用・能力開発機構高知センター統括所長

## 3 業務

- (1) 地域における新卒者等支援の実施状況の把握、必要な支援の企画
- (2) 地域における新卒者等の就職状況等の調査・把握、分析等
- (3) 事業主団体等への「新卒者就職実現プロジェクト」等の周知・啓発
- (4) 事業主団体等との「新卒者企業実習推進事業」の実施についての調整
- (5) 事業主団体等への雇用対策法に基づく指針の改正等についての周知・啓発
- (6) その他、新卒者等の就職支援に資する事項の検討等

## 4 会議

本部会議は、必要に応じて、本部長が召集し、これを主宰する。

## 5 運営

本部の事務局は、高知労働局職業安定部職業安定課内に置く。

## 附 則

この要領は、平成22年9月24日から施行する

# 新卒者就職実現プロジェクト

## ① 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため有期雇用で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」を支給し、新卒者の受入れに係る負担を軽減し、採用インセンティブを高めるとともに、正規雇用への移行の促進を図る。

- ① 対象者 : 未内定の大学生、高校生等（平成20年3月以降の卒業生）
- ② 支給対象事業主 : 奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3カ月の有期雇用を経て未就職卒業者を正規雇用として雇入れた事業主
- ③ 支給額等 :
  - (i) 有期雇用期間・・・対象者1人につき月額10万円（有期雇用期間は原則3カ月間。有期雇用期間終了後に支給）
  - (ii) 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・対象者1人につき50万円（雇入れから3カ月経過後に支給）



## ② 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

ハローワークにおいて、事業主に対し既卒者の応募機会の拡大の周知・啓発を行うとともに、卒業後3年以内の大卒者等も対象とする新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」を支給する。これにより、既卒者の新卒者枠による採用の普及促進を図る。

- ① 対象者 : 大学等を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者（平成20年3月以降の卒業生）
- ② 支給対象事業主 : 卒業後3年以内の既卒者（平成20年3月以降に卒業）も対象とする求人を提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、卒業後3年以内の既卒者を正規雇用として雇入れた事業主
- ③ 支給額等 : 正規雇用での雇入れから6カ月経過後に、100万円を支給



学生が、企業についてのイメージを持ち、採用意欲の高い中小企業に目を向け、応募企業や職種の範囲を広げて円滑に就職活動を行うことができるよう、応募前に企業実習を行うことができる機会を設け、中小企業と学生とのマッチングを促進する。

- 対象学生
  - ・ 卒業年次（それを超えて在学する者を含む）
  - ・ 卒業後3年以内の既卒者（平成20年3月以降の卒業生）
- 対象企業  
ハローワークに求人を提出している事業所（提出予定事業所含む）
- 実習期間  
10日程度
- 受け入れ事業所への謝金の支給  
実習期間及び受け入れ人数に応じて謝金を支給